

事 務 連 絡

平成27年11月18日

都道府県  
各 指定都市 指定保育士養成施設御担当者 様  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

### 指定保育士養成施設における授業期間の取扱いについて（再周知）

指定保育士養成施設の適正な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」（平成25年文部科学省令第13号）により、大学及び短期大学における授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつも、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定が可能となるよう平成25年3月に改正されています。

これを受け、指定保育士養成施設（以下「養成施設」といいます。）においても同様の取扱いが可能である旨、「大学設置基準及び短期大学設置基準の改正に伴う対応について」（平成25年6月28日付事務連絡）により貴自治体を通じて養成施設に対し周知をお願いしたところ です。

しかしながら、養成施設における授業時間数の設定について、従前の取扱い（15コマ＋1試験）を変更してはならないものと認識されている事例が見受けられ、より多様な授業時間数の設定を可能とする本取扱いについて、養成施設に十分に周知されていないことから、貴自治体におかれましては、下記について、養成施設に対しあらためて周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、地方厚生（支）局及び一般社団法人全国保育士養成協議会にも周知等を行っておりますことを申し添えます。

### 記

#### 1 授業期間の設定

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の授業期間の設定に当たっては、以下の点を踏まえ、柔軟に対応することが可能であること。

(1) 授業期間については、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則と

する。

- (2) 上記(1)に当たっては、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、養成施設の創意工夫により、より多様な授業期間の設定が可能であること。

【具体的事例】

- 週複数回授業の実施
  - ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施
- 1コマ当たりの授業時間の見直し
  - ・ 1コマ当たりの授業時間を延ばし、13週間で、1.2時間の講義を週1回実施
- 様々な授業形態の組み合わせ
  - ・ 13週間で、1時間の講義を週1回実施し、特定の日にフィールドワーク(6時間)を実施
  - ・ 11週間で行う「サービス・ラーニング」
    - ① 6週間、1時間の講義を週1回行う
    - ② 4週間、地域における社会奉仕活動を週1回(1回当たり6時間)行う
    - ③ 最後の週に、振り返り学修として、演習授業を1回(2時間)行う など

## 2 留意事項

- (1) 学事暦の変更する場合は、学則の変更が必要であり、この場合、文部科学大臣への届出が必要であること。
- (2) 授業期間の設定に当たっては、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令」(平成25年文部科学省令第13号)(別添1参照。以下「改正省令」という。)及び「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について」(平成25年3月29日24文科高第962号文部科学省高等教育局長通知)(別添2参照)に留意すること。
- (3) 本取扱いにより学則等を変更した場合において、学則に掲げる「修業年限」「修業教科目単位数及び履修方法」「学生定員」「入所資格」及び「単位の算定方法」以外の事項に係る変更については、地方厚生(支)局長への届出は不要であること。
- (4) 改正省令に伴い、
- ① 多様な授業期間が設定されることにより、養成施設ごとに授業の実施回数、方法、期間等は異なるものであること、
  - ② 養成施設のほとんどが大学、短期大学、専修学校(全体の99.4%)であり、これらの養成施設では学校教育法に基づく認証評価制度や自己評価制度に基づき運営改善が図られる仕組みとなっていること
- から、授業が適切に行われているかどうかの確認に当たっては、学事暦による確認のみで足りるものであり、学生の出席簿や教員の出勤簿等による確認までは要しないものであること。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

保育士対策係 山本・緒方

電 話 : 03-5253-1111 (内線 : 7958)

E-mail : [yamamoto-daisaku@mhlw.go.jp](mailto:yamamoto-daisaku@mhlw.go.jp)

[ogata-yoshua@mhlw.go.jp](mailto:ogata-yoshua@mhlw.go.jp)

○文部科学省令第十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別の必要がある」を「必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、

「これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

第二条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「特別の必要がある」を「必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、「こ

これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

## 附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

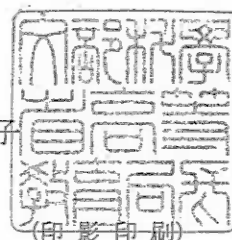


24文科高第962号  
平成25年3月29日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
独立行政法人日本学生支援機構理事長  
独立行政法人大学入試センター理事長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省高等教育局長

板 東 久 美 子



大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等  
について (通知)

このたび、別添のとおり、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第13号)」が平成25年3月29日に公布され、平成25年4月1日に施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にするものです。

これらの省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 大学及び短期大学における授業期間

各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることが

できると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にすること。(大学設置基準第23条及び短期大学設置基準第9条関係)

## 第2 留意事項

- 1 今回の改正は、知識伝達型の授業から、教員と学生が双方向に意思疎通を図る授業への改善を行うなど、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進するためのものであり、従来から一般的である週1回の講義に限らず、同一科目の週複数回講義等の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービス・ラーニングの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事暦の設定を可能とするものであること。  
また、学事暦の弾力化を通じて、諸外国の大学の学生や教員との交流が促進されることも想定されること。
- 2 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要に加え、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められることが必要であること。
- 3 今回の改正は、授業期間の弾力化であり、単位の修得に必要な授業時間を変更するものではなく、例えば、講義及び演習であれば、15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とするという大学設置基準第21条及び短期大学設置基準第7条に定めた単位の計算方法に基づき、我が国の大学の単位制度の国際的通用性の観点から、基準に適合するよう引き続き十分留意すること。
- 4 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第1項の規定により、学則に記載することとされていることから、学事暦を変更する場合には、学則の変更が必要になること。この場合、公私立大学にあつては、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第26条第1項第3号又は学校教育法施行規則第2条第1号の規定に基づき、文部科学大臣への届出が必要となること。

※ サービス・ラーニングとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に生かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。

### 【本件担当】

文部科学省高等教育局  
大学振興課法規係  
TEL 03-5253-4111(内線:2911)  
FAX 03-6734-3387  
E-Mail daigakuc@mext.go.jp